⑸　工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事受注者として不適当であると認められる者でないこと。

⑹　本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本又は人事面において関連がある建設業者でないこと。なお、「本工事に係る設計業務等の受注者」とは、次に掲げる者である。

・令和３・４・５年度ＵＲ賃貸住宅等の保全工事に係る事務処理業務（九州支社）の受注者（令和２年11月10日入札公告）

・令和３・４・５年度ＵＲ賃貸住宅等の保全工事等に係る発注支援業務（九州支社）の受注者（令和２年11月10日入札公告）

また、「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①又は②に該当するものである。

①　当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

②　建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

⑺　総合評価に係る「施工計画に関する提案書」等が適正であること。

⑻　調査基準価格未満で落札した場合には、主任技術者又は監理技術者と同等の資格要件を有する専任の技術者を１名以上追加配置できること。なお、追加配置する専任の技術者名簿については、資料提出時に資格要件等の確認ができる書類を添付して報告すること。

⑼　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。

⑽　以下に定めるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。

・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

⑾　企業の施工実績　平成22年度以降において、別に定める施工実績を有する者であること。

⑿　配置技術者　工事区分毎に有資格者等の技術者を配置すること。なお、複数申請を行う場合の技術者の配置について、次の①～③について留意すること。

①　工区ごとに配置される技術者は一定の要件に基づき兼任可能だが、工事を実施するにあたり、支障のないよう、業務量等十分に検討の上、申請を行うこと。

②　工区ごとに個別の予定配置技術者により申請を行うことは可能だが、その場合、３⑴に係る「予定配置技術者」については工区ごとに申請された予定配置技術者を評価するものとする。

③　個別の工区又は複数の工区についてそれぞれ複数の予定配置技術者により申請を行う場合、３⑴に係る「予定配置技術者」のうち「同種工事の現場担当の実績」については、予定配置技術者ごとに評価を行い、合計点の最も低い者の得点を対象業務ごとの予定配置技術者に係る評価点とする。

⒀　緊急対応体制

１）次のいずれも対応可能な体制であること。

①　水漏れ、事故等の緊急対応が必要な場合において、当該工区内の団地に迅速に到着することができる緊急対応体制を構築できること。

②　24時間365日の緊急対応体制（年末年始も含む）を構築できること。

２）工事の受注者は、同一エリア内の他工区の小規模修繕を請負った者が事情により工事を行えなくなった等による場合、バックアップ体制が構築できること。

３）１⑵②の工事の受注者においては、緊急事故通報受付業務として指定団地の24時間365日の緊急事故受付体制を構築すること。なお、緊急事故通報受付業務は、別の者に委託することができる。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札参加者は「価格」、「企業の技術力」、「予定配置技術者」、「施工計画」及び「災害時対応」をもって入札するものとし、入札価格が予定価格の制限範囲内である者のうち、⑵によって得られた数値（以下「評価値」とする。）の最も高い者を落札者とする。なお、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者となるべき者を決定する。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満足した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

⑵　評価値は、価格評価点、技術評価点及び施工体制評価点を合算した数値とし、次の式により算出する。なお技術評価点の最高点数は50点、施工体制評価点の最高点数は30点とする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点＋施工体制評価点

価格評価点＝100×（１－入札価格※／予定価格）

※空家修繕工事と小修理工事（複数の工事区分がある場合はその総額）の合計による入札価格

⑶　技術評価点の対象となる評価項目は以下のとおり。

①　企業の技術力

②　予定配置技術者

③　施工計画

④　災害時対応

⑷　施工体制評価点の対象となる評価項目は以下のとおり。

①　品質確保の実効性

②　施工体制確保の確実性

⑸　上記⑶及び⑷の評価項目の詳細は入札説明書による。

４　入札手続等

⑴　入札説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間　令和３年２月４日から令和３年４月19日まで　※ＵＲ都市機構ホームページからダウンロードすること。

⑵　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

提出期間　令和３年２月４日から令和３年２月18日（競争参加資格の確認の基準日という。）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後５時まで

提出場所　独立行政法人都市再生機構九州支社　住宅経営部ストック技術課092―722―1077

提出方法　持参又は郵送（提出期間の消印有効）によること。（電送によるものは認めない。）

⑶　入札の日時、入札書の提出方法

入札書到着締切日時　令和３年４月19日午後５時

提出方法　書留郵便による郵送により提出すること。持参によるものは受け付けない。

宛先　〒810―8610 福岡県福岡市中央区長浜二丁目２番４号　独立行政法人都市再生機構九州支社総務部経理課宛

⑷　開札の日時及び場所

日時　令和３年４月20日（予定※）

場所　〒810―8610 福岡県福岡市中央区長浜二丁目２番４号　独立行政法人都市再生機構九州支社入札室において行う。

※工区ごとの開札日及び開札時間については、別途通知による。

※入札は郵送による事前受付のみとし、開札時の立会いは不要とする。なお、詳細は「競争参加資格確認通知」と併せて連絡する。

⑸　追加公募手続への移行　本工事において、入札に参加するものが関係法人１者の場合（関係法人が代表者となる共同企業体を含む。）は、再公募に準じて、開札を中断し、次の①～④の追加公募手順を踏まえたところで開札を行う。なお、当初の入札者は、申請書、資料並びに入札書の再提出は必要ない。

①　追加公募手続による入札説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間　令和３年４月21日から令和３年７月５日まで　※ＵＲ都市機構ホームページからダウンロードすること。